

2026年4月1日

吸収分割に関する事後備置書類

(分割会社：会社法第791条第1項及び会社法施行規則第189条に基づく備置書類)

(承継会社：会社法第801条第3項第2号に基づく備置書類)

いすゞ自動車販売株式会社

神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号

代表取締役 岡添 俊介

いすゞ自動車株式会社

神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号

代表取締役 山口 真宏

いすゞ自動車販売株式会社（以下、「分割会社」といいます。）及びいすゞ自動車株式会社（以下、「承継会社」といいます。）は、2025年12月25日付で締結した吸収分割契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、分割会社の不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理並びに子会社株式管理に係る事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事後開示事項は、以下の通りです。

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年4月1日

2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1)会社法第784条の2の規定による請求（本件分割の差止請求）に係る手続の経過

会社法第784条の2に基づき、分割会社に対して本件分割の差止めを請求した株主はいませんでした。

(2)会社法第785条の規定による手続（反対株主の株式買取請求）の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割の要件を満たすことから、分割会社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(3)会社法第 787 条の規定による手続（新株予約権買取請求）の経過

分割会社は会社法第 787 条第 1 項第 2 号に掲げる新株予約権を発行していないため、同条の規定に係る手続は行っていません。

(4)会社法第 789 条の規定による手続（債権者異議）の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 1 月 13 日付で同社の債権者に対し官報公告及び電子公告を行いました。同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1)会社法第 796 条の 2 の規定による請求（本件分割の差止請求）に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 に基づき、承継会社に対して本件分割の差止めを請求した株主はいませんでした。

(2)会社法第 797 条の規定による手続（反対株主の株式買取請求）の経過

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割の要件を満たすことから、承継会社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(3)会社法第 799 条の規定による手続（債権者異議）の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2026 年 1 月 13 日付で同社の債権者に対し官報公告及び電子公告を行いました。同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、分割会社から、分割会社の不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理並びに子会社株式管理に係る事業に関して有する権利義務を承継しました。

5. 吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
2026 年 4 月 1 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上